慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	英国租税条約上の法人の住所概念について
Sub Title	Company residence in UK Tax Treaties
Author	漆, さき(Urushi, Saki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.89, (2011. 6) ,p.135- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000089-0135

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英国租税条約上の法人の住所概念について

漆　さき

はじめに
一　国内法上及び租税条約上の法人の住所概念が一致していた時代
(一)　船舶事業に係る相互免税協定及び当時の国内法
(二)　一九二六年　対 Irish Agreement
(三)　一九三六年　Codification Committee レポート
(四)　小　括
二　国内法上の概念拡大の兆し及びＯＥＣＤモデル条約
(一)　Union Corp 事件による国内法上の住所概念の拡大
(二)　ＯＥＣＤモデル租税条約における管理支配基準の採用
(三)　小　括
三　国内法上及び租税条約上の法人の住所概念の乖離
(一)　英国国内における住所概念の濫用及び対抗策
(二)　設立地テストの導入
(三)　租税条約への影響
(四)　小　括
四　近時の租税条約上の法人の住所概念
(一)　ＣＭＣ（Central Management and Control）基準への揺り戻し
(二)　ＣＭＣ（Central Management and Control）基準からの脱却
(三)　小　括
おわりに

はじめに

近年、通信・渡航技術の著しい発展により、人や資本、企業の流動性が高まり、又それらの自由な移動に対する法的な障害も少なくなっている。[1] それに伴い、租税に関する問題も一国に止まらず、国際的な二重課税の排除や国際的租税回避に対応するための租税条約[2]、租税条約の基礎とされるモデル租税条約[3]等の重要性が増してきている。

そのような背景の下で、多くの国が、居住者に無制限納税義務を課す居住地国課税をベースとし、住所というメルクマールの下に課税管轄を定めている現状に於いて、[4] 国際課税の中での「住所」という概念は無制限納税義務を決めるための極めて重要なファクターである。また、世界各国にまたがって活動する法人の増加に伴って、国家間での課税権配分が問題となる。その課税管轄のメルクマールたる「住所」の概念定立は、各国内法に委ねられているが故に、その国内法の差異により、国家間での課税権の衝突が生じ得る。例えば設立準拠法によって住所を判断するA国（設立準拠法主義）と、管理支配の所在によって住所を判断するB国（管理支配主義）があった場合、A国の法に従って設立され、B国でその管理支配を行う法人は、双方から「自国の居住者」と判断される。その結果、当該法人は、A国B国の双方で居住者として無制限納税義務が課され、その全世界所得に課税される。このような二重課税を防ぐため、租税条約に於いては、複数の国で居住者と認定される「双方居住者」に対し、住所を一つに定め、課税管轄を一つに認定する振分規定が存在する。

現在、多くの国は、ＯＥＣＤモデル租税条約[5]をベースに租税条約を締結している。そこにおいて採用されているのは、登記や設立準拠法などの形式基準ではなく「実質的管理の場所（Place of Effective Management、以下ＰＯＥＭと表記する。）」に着目するものである。[6] しかし近年、この租税条約上の「ＰＯＥＭ」概念につき、どのように解釈・運用す

べきかが大きな問題となり、様々な議論が行われている。現状のように、ＰＯＥＭの統一的かつ安定的な解釈・運用が担保されないままでは、振分の結果としての法人の住所が安定的に定まらず、法人の課税管轄という基本的かつ重要な部分で、納税者の予測可能性および法的安定性が確保されないことになってしまう。本論文では、現行のＯＥＣＤモデル条約上の振分規定である「ＰＯＥＭ」という概念の解釈の一助として、当該概念のルーツである英国の租税条約上の住所概念に焦点を当てる。そこでは、英国の国内法上の住所概念である「管理支配の中心（Central Management and Control、以下ＣＭＣと表記する。）」との相関関係に着目し、振分規定としてのＰＯＥＭと、英国の国内法として発展してきたＣＭＣとの役割の違いにも着目しつつ、租税条約上の住所概念に関する議論の今後の方向性を探りたい。

一　国内法上及び租税条約上の法人の住所概念が一致していた時代

㈠　船舶事業に係る相互免税協定及び当時の国内法

租税条約上の法人住所の定義の起源は、船舶事業に係る相互免税協定まで遡ることができる。[7] 一九二三年 Finance Act[8] によって施行された当該免税協定には以下の文言が使用されている。「……英国政府は、他国に居住する個人、或は他国で管理支配（managed and controlled）される法人によって営まれる船舶事業から得られる利益に対して、……英国及び他国での課税及び毎年課される税を免ずる」。[9]

Avery Jones 氏は、この規定について「法人の事業全体というよりは船舶事業の管理支配に着目している」と指摘しているが、[10] 当該協定が船舶事業に係る所得についての免税協定であることを考えれば、自然なことであるように思

われる。当該協定には「住所」という文言は登場せず、「管理支配」が行われている国に、船舶事業に係る所得が課税上帰属する旨規定している。このことから、船舶事業の課税上の帰属の判断に「管理支配」を用いたことが、なぜ租税条約上の法人の住所概念の起源とされるのか、疑問に思う向きもあるかもしれない。それは、この「管理支配」という基準が、当時の法人住所についての国内判例法において確立されたものであることに、理由があるように思われる。当時の国内判例法の状況[11]は以下のようなものであった。

まず、一八七六年のCesena事件[12]において、Huddleston裁判官は「取引法人のような人工の法人格の住所は、それが事業を営む場所、真実の取引及び事業が行われるところである。」と述べた。そして、一九〇六年のDeBeers事件判決でLoreburn裁判官は、法人の住所は真実の事業が行われているところである、と確認した上で、真実の事業とは中心的な管理支配（Central Management and Control）が実際に行われている場所である、と判示した[13]。

つまり、当時の国内判例法では、「法人はその真実の事業の行われる場所に居住する」というCesena事件を受け、DeBeers事件において「真実の事業とは、中心的な管理支配が実際に行われている場所にある」というＣＭＣ原則が打ち建てられて二十年が過ぎようとしていた。この船舶事業に係る免税協定において、「管理支配」が船舶事業の帰属の判断に用いられているのは、国内法上の法人の住所概念を、おそらくは初めて、国際協定に用いたものと思われる[14]。

当時の英国は二重課税排除に当って、「完全なる居住地国課税」を推進しようとしていた[15]。本来、国内法上「法人が自国の居住者か」を判断する基準と、租税条約上「双方居住法人を、どちらの居住者として課税するか」という基準は、その目的を異にする[16]。しかし、前述の国内法上の判例法と、免税協定上の法人の住所に関する規定を見るに、この当時の英国は、それらを同一の基準で行おうとしていたようである[17]。そしてそれは、自国の国内法上のＣＭＣ基準に照らせば、居住地国は一つに決まるという前提があってこそのものである。「自国の居住者か」という点を判断

するだけならばその法人が同時に他国の居住者でもあるかどうかは関係がないが、双方居住者の振分という目的に於いては、住所は一つに決まらねばならないからである。

(二) 一九二六年 対 Irish Agreement

一九二六年に締結されたアイルランド自由国との所得税協定四条[18]には、以下のような文言が挿入されている。

「当協定の目的上、法人は、英国、北アイルランド、アイルランド自由国或は他国の法の下に設立されたものであるかを問わず、その事業が管理され、支配されている国にのみ居住するものとみなす」。上記の船舶事業協定との違いは、法人の住所にかかる規定について言えば、「その事業が、管理され、支配されている国に『のみ』居住するものとみなす（二重括弧は筆者挿入）。」という部分である。

この協定の文言の変化は、国内法上の住所概念の変化を反映している。船舶事業免税協定とこの対 Irish Agreement の間に、英国では一つの判決が下された。その問題の Swedish Central Railway 事件[19]では、法人の「二重住所」及びCMC基準と併用する二つ目の基準（以下、Swedish 基準と表記）について議論が行われた。管理支配をスウェーデンで行いながら、英国でも一定の活動を行っていた法人につき、英国での居住が争われたのである。

当該事件の貴族院判決において、Cave 子爵は以下のように述べている。「法人は二つ以上の住所を持つことができる。……法人は、管理支配が分かれていれば二つ以上の住所を持つ。登記だけで英国居住が成り立つとは言わないが[20]、他の要素も考えあわせれば、本件法人は英国居住とするに十分である[21]」。また、貴族院判決において「他の要素を考えあわせれば」とされる要素については、以下の控訴審の Rowlatt 裁判官の判示が示唆を与えてくれるのではあるまいか。

「長官の認定によると、Swedish 社の居住はスウェーデンにあると認められ得る。しかし問題は、同時にロンドン

にも居住が認められるかという点である。……登録された事務所における印章の保管、株式移転とその登録、銀行口座の保有、監査など、英国での活動は法人としての存在に付随して起こる、重要で根本的な運営である。このような重要な機能は、その活動と法人組織の中心に影響を与え、それゆえSwedish Railway社は二つの住所を持っていると考える（傍線筆者）[22]」。

対Irish Agreementは、このSwedish Central Railway事件の判決[23]が出た翌年に締結されている。さらに、対Irish Agreementは、同一の税制を有する二つの国の間で締結された独特の二重課税協定であった、と言われている[24]。対Irish Agreementは、居住地国でのみ課税を行い、源泉地国では課税しない、というものであった[25]。そのような純粋な居住地国課税を掲げる租税協定を締結するに当って、上述のような法人の住所に関する国内の議論が参考にされたのは自然なことであるように思われる。

英国国立公文書館の議事録にもあるように[26]、当該協定の四条において「その国にのみ」とされる目的は、二重住所を防ぐことである。しかし、Swedish Central Railway事件の貴族院判決に於いて法人の管理支配の分割による二重住所の可能性が指摘されているにも関わらず、ここでも、CMC基準を単一的に採用すれば二重住所は防げるものと考えられていた。そのことは、議事録の二重住所防止のためCMC基準のみによる判断を行う、という記述からも伺える[27]。CMC基準で住所は一つに決まる、という前提が変わらないにも関わらず、当該協定に於いて「その国にのみ」と変更された理由は、Swedish Central Railway事件の解釈にあるようである[28]。即ち、Swedish Central Railway事件によって新たに提起された問題のうち、この当時、より重視されていたものは、CMC基準と併用される新たな基準があり得るか、そしてその二つの基準を併用した結果としての二重住所が許容されるか、ということであった。Swedish Central Railway事件判決は、議事録の中では「管理支配の分離の結果」ではなく、「基準が二つあることの結果」として「二重住所」と解釈されているのである[29]。

特に、対 Irish Agreement に於いては、「一方の締約国の居住者に対し免税を与える」という方法が採用されていたために、二重基準の問題は、これまで条約の枠外であった「第三国の管理支配」をどのように扱うか、という問題を含んでいた。Swedish 基準を巡り、一九二六年七月一四日の議事録において、この問題が指摘されている。[30] 即ち、協定四条は、法人が英国或はアイルランド自由国で支配されている場合には、支配のある一方の国のみの居住者として扱うことを規定している。そして、英国でもアイルランド自由国でもない第三国で法人が支配されている場合には、どちらの居住者でもなく、協定の範囲外であると考えられていた。しかし Swedish 基準によって、第三国支配でありながら、英国の居住者として扱われる法人が出てくる。そういった法人について、協定上どう扱うかが問題となったのである。

この点について、英国の主張は、協定の目的上、第三国で支配され、英国或はアイルランド自由国で設立された法人は Swedish 基準の下、設立国の居住者として扱われるべきである、というものであった。[31] 一方、アイルランド側の代表は、当初は英国の主張に同意したものの、[32] 後には英国に強く反対するようになる。[33] 英国は、第三国に支配がある場合には、Swedish 基準に基づき、設立国に住所を認め、設立国でない協定相手国は免税を認めるべきである、と考えていた。しかし、アイルランドは協定上、法人は第三国にのみ居住するものとすると考え、設立国でない協定相手国が、その国の源泉所得に対して課税することを妨げない、と考えていたのである。[34]

互いの居住地国課税及び源泉地国課税の権利を主張し合った結果は、以下の結論となった。「協定に加えて、以下のような文言の付加の検討が同意された。『第三国に於いて支配されている法人の場合、免税は、その全受益株式所有が英国、北アイルランド、アイルランド自由国の外である法人には拡張しないものとみなす』」。[35] つまり、法人の管理支配がどちらの国においても行われておらず、協定四条が適用されない場合、そのような法人についての課税は、英国とアイルランド双方の国内法の運営に任せられるものとされたのである。

Swedish Central Railway 事件から四年後、Swedish 基準を否定するかのような Egyptian Delta 事件判決[36]が下された。それは、Swedish Central Railway 事件とかなり類似した事実関係に於いて、英国での「設立その他の活動」に住所を認定せず、英国居住者としての課税を否定した事案であった。Swedish Central Railway 事件と Egyptian Delta 事件の整合性、及び設立地基準の存在については、国内法上も議論のあるところである[37]。しかし、Egyptian Delta 事件の貴族院に於いて、「争点は、①法人は英国に登記をしただけで英国居住といえるかどうか、②法人は管理支配の場所に居住するとされているが、それは唯一排他的な『住所』であるのかどうか、である。①については、単に設立されたのみで他の一切のつながりを断った場所を居住地と考えることは、過去の判例に鑑みてベストではなく、②については、必ずしも排他的ではないと考える[38]」と、設立地のみに着目した住所の認定を否定したことは、租税条約上も影響があったように思われる[39]。その後、Swedish 基準の存在、及び「締約国で設立され、第三国で管理支配される」法人の条約適用の問題は大きく減じられ、その結果、協定に対して何の変更も加えられなかった[40]。法人が、設立国の国内法においてもはや居住者でない場合には、源泉地国の課税を阻むものは何もないからである[41]。

この後、一九三一年から一九三九年に締結された他国居住者による英国内での支店利益に係る免税協定では、居住者の定義は対 Irish Agreement と同様であるが[42]、第三国支配法人の問題は特別に扱われ、協定の適用は管理支配が一方の締約国で行われている場合に限られるとされた。後の協定の起草者は、対 Irish Agreement の議論に学んだのであろう、といわれている[43]。

㈢　一九三六年　Codification Committee レポート

一九三六年の Codification Committee レポートには、Swedish Central Railway 事件及び Egyptian Delta 事件に対する当時の専門委員会の見解が記されている。

「判例の一般的な影響としては、これらの目的上、法人はその事業が支配されているところに居住するが、我々が目下議論している事例では、違う考えが適用される。貴族院によって判断されたその事例（Swedish Railways 事件）では、法人は複数の住所を有する可能性がある。しかし、主要な支配の地は一つである。つまり、法人は一つの主要な支配の地を持つが、それ以外の場所にも居住する可能性がある。……主要な支配の地だけを居住の基準として採用することには問題がある。海外で取締役会を行い、事業を管理し、それ以外の事（登記、製造及び販売、株主の国籍等）を英国で行う法人の国外所得について、納税義務を免ずることになるからである（傍線筆者）[44]」。

これについて、Avery Jones 氏は、委員会が Egyptian Delta を未だ本当には信頼しておらず、英国設立法人は非居住者と認められるべきではない（そしてその国外所得は課税されるべきである）と感じていたことを示している、と指摘し、彼らはそれゆえ、Swedish Railway を利用したがり、それをきわめて特殊な事実関係に基づいた判決として埋もれさせなかったのだと結論付けている[45]。

当該レポートは、Swedish Central Railway 事件におけるのと同様の手法で英国課税を回避されることへの抵抗とともに、Swedish 基準の必要性を指摘している。また、Swedish 基準の運用について、「判例法は、事務的な活動（帳簿の備付、配当及び分配等）は、十分に実質的であれば、登記と組み合わせれば住所を構成することを明らかにしている。住所の問題は事実認定の問題であり、活動が実質的であるかどうかの判断については長官が最終的な決定権を持つ」と言及している。つまり設立地を軸とした Swedish 基準が存在し、その適用は法人の英国での活動が実質的かどうかに依存し、実質性の認定は長官の権限による、ということである。

また、「主要な支配の地は一つ」と明示されていることに注目したい。これまで、Swedish Railway 判決に基づく設立地ベースの Swedish 基準により、法人が住所を複数有する可能性がある、とされてきた。しかしＣＭＣ基準だけによれば、「主要な支配の地」、即ちＣＭＣ基準の下での「住所」は、やはり一つに決まると考えられているのであ

る。そう考えると、「その事業が管理され、支配されている国に『のみ』居住するものとみなす」という文言は、Swedish 基準を条約から排除するために挿入されたと思われる。[46] 一九四五年、英国は初の包括的租税条約[47]を締結するが、Swedish Railway 判決への理解は変わらず、法人住所に関する規定は対 Irish Agreement と同様の文言を用いている。[48]

㈣　小　括

これまで見てきたように、初期の租税条約の時代には、やはりＣＭＣ基準の下では住所は一つに決まる、という前提があったようである。しかし、一九二五年以後には、Swedish Railway 判決から生まれた、ＣＭＣと併用的な代替基準が存在すると考えられていた。Swedish Central Railway 事件に於いては「管理支配が分割しているゆえの二重住所」の可能性も指摘されていたが、むしろ「代替基準（Swedish 基準）の有無」のほうに関心が寄せられ、英国歳入庁は、その歳入の確保のために、国内法上、後者をいかに活用するかに腐心していたようである。それゆえ、租税条約上の法人の住所の定義に当っては、「Swedish 基準ではなく、ＣＭＣ基準を条約の目的上使用する」ことを意図して「その事業が管理され、支配されている国に『のみ』居住するものとみなす。」という文言を挿入したものと思われる。一方で、第三国支配の法人に対しては、条約の枠外で Swedish 基準を使用し、その法人が活動的でない場合には、その居住地国課税のベースに取り込もうとしたのである。

二　国内法上の概念拡大の兆し及びＯＥＣＤモデル条約

(一)　Union Corp 事件による国内法上の住所概念の拡大

上述の、Swedish Railway 基準とＣＭＣ基準の二重基準の下での二重住所は認めるが、管理支配の分割の結果としての二重住所は認めない、という見解は、Union Corp 事件を機に変化を見せるようである。一九五〇年代はじめに出されたUnion Corp 判決のなかで、Swedish Railway 判決に対する見解が示されている。そこでは、Swedish Central Railway 事件は、①ＣＭＣ基準の下での住所が一つに決まるにも関わらず、管理支配が分離しているか、②法人が管理支配とは別の場所に本拠地を持つ、というどちらかの理由で二重住所を認定している[49]、と分析している。また、管理支配の分割については Koitaki 事件[50]の Dixson 裁判官の判決文を引用し、以下のように述べている。

「『一般的な事柄の管理が一つの国に集中しておらず、複数の国に分散している時にのみ、複数の国に居住していると認められる。問題は常に程度問題であり、住所は様々な要素の組み合わせで構成されるが、注目されるべき一つの要素は、優れた指導権力の部分が存在し、管理されているかどうかである。』我々は上記を正しい問題解決策として受け入れる。……管理支配は分割されうるものであり、そのような分割は各事案の事実及び程度の問題で、支配的にひとつの場所に認定されるかもしれない最高支配、最終決定権の状況によって否定されるものではない（傍線筆者）[51]」。

このように、国内法の状況は、これまで「管理支配の中心（ＣＭＣ）」とされてきた法人の住所概念を、「高度な管理支配」で足りるものとして、より二重住所を認めやすく、拡張する方向へ向かっていた[52]。そのことをさらに決定づけたのは、Unit Construction 事件[53]である。一九五九年に出された当該判決の中で、Radcliff 裁判官は Swedish Railway 判決について、管理支配を理由とした居住がスウェーデンにあるのと同時に、英国で行われていた経営管理

上の義務及び英国での設立によって、英国にも居住が認められたことは明らかである、と指摘した。そして、それはＣＭＣとは別の場所に、同時に居住が認定できる、ということである[54]、と結論付けたのである。また、管理支配の分割については、以下のように述べている。

「……管理支配は分割されうるし、理論的には各地を転々とすることさえあり得る。……全体としてDeBeers基準を適用できない事実の場合、住所判断の為の正しい道は、いわばDeBeers基準の原理をバラバラにして、支配力や権力の部分の執行が認定できる所に課税目的上の住所を成立させるべきである（傍線筆者）[55]」。

ここにおいてこれまでの「ＣＭＣ基準の下で、住所は必ず一つに決まる」という前提が、大きく揺らぐことになるのである[56]。これらの判例は、英国国内法上の法人の住所概念を判断するものである。しかし、これまで英国は、ＣＭＣ基準の下で住所が一つに決まるからこそ、租税条約上も国内法上も、同一の基準を使用してきたものと思われる。住所を一つに決めることのできない基準では、租税条約上、法人の課税管轄を一つに定める役割を負うことはできないからである。国内判例法上、住所を認めるための管理の程度が引き下げられたことによって、租税条約上、国内判例法をそのまま使用することは難しくなっていったのではないかと思われる[57]。

(二)　ＯＥＣＤモデル租税条約における管理支配基準の採用

一九五〇年前後から、各国は国際的二重課税の防止に乗り出し始め、その一環としてＯＥＥＣでの話合いが行われた[58]。ＯＥＥＣ及びＯＥＣＤでの話合いは国際課税において大きな影響力を持ち、英国を初め各国は以後ＯＥＣＤでの議論に強く影響されるようになる[59]。それ故、英国の租税条約上の概念を語る上でもＯＥＣＤの議論は大きな役割を果たす。

ＯＥＣＤの前身であるＯＥＥＣは、一九五七年五月二七日Working Party 2によるFiscal CommitteeのFiscal

Domicileに関するレポート[60]の中で、管理支配基準を採用した。彼らはまず、「管理支配」の文言が現状で最も広く使われていることを指摘している[61]。その上で、「管理支配」が形式基準ではなく実質基準であること、大陸国も英国との租税条約に於いて当該文言を広く受け入れていることを理由として、当該基準の妥当性及び実用性を評価している[62]。一方、問題点については、以下のように認識されていた。

「しかし、『管理支配（managed and controlled）』という文言はそれ自体明瞭ではない。通常、疑いの余地はないと思われるが、複数の国で居住者と認定され得る法人の場合には、条約上の『管理支配』がマネージャーによる『managed and controlled』なのか、取締役会なのか、株主総会なのか、という疑問が生じる。もし、支配利害関係者（株主の過半数）がある国に在り、取締役会は他の国に置かれていて、当該法人が第三国からマネージャーによって管理されていた場合、解決すべき問題が生じるだろう（傍線筆者）。問題は実務的な重要性はあまりないかもしれないが、協定のために、関係者間でそのような場合について留保しておくのが合理的かつ自然であろう[63]」。

このように、CMC基準の解釈については、当初から問題が認識されていたものの、さほど大きく問題となるとは考えられていなかったようである[64]。

また、上記のようにManaged and Controlledという文言が提案されたにも関わらず、最終的にPlace of effective managementという文言が採用された理由については、存在している条約から文言を採用したWorking Party 5によって、船舶条項との調和が図られたため、とされる[65]。この文言の変更はWorking Partyの一九五八年一月一〇日の最終レポートの中で説明されている。そこでは、住所の振分規定が船舶航空事業法人に対する課税と関連付けて考えられたこと、そのような法人についての現行の条文で、『そのPOEM（place of effective management）』や『管理者の租税上の住所（"the fiscal domicile" of the operator）』が使用されていることを確認し、POEMとCMCは同義である、という英国の見解を紹介している[66]。

この文言の変更は、文言は変更されても、英国のこれまでの住所概念に何ら変更を加えるものではないと考えられた。[67] Working Party の最終レポートは、一九五八年ＯＥＥＣの最初のレポートのコメンタリーになった。一九六三年のＯＥＣＤモデル案と一九七七年モデル条約はこれに若干の変更を加えただけで、大きな変更はなされなかった。[68]

㈢　小　括

上述のように、一九五〇年代から六〇年代にかけて、英国は国内法上のＣＭＣ基準における「管理支配の分割」の可能性を認め、ＣＭＣ基準による二重住所を認め始めた。そしてちょうどその時期に、ＯＥＥＣは「二重住所の振分規定」としての租税条約上のＣＭＣ基準を、英国を範として取り入れたようである。[69] 英国は、国内法上のＣＭＣ基準について、「管理支配」を緩やかに解す方向へ向かっており、ＣＭＣ基準の下で複数住所を認め、その概念を拡大することによってその課税を確保しようとしていた。一方でＯＥＥＣは、「住所を一つに決め、課税管轄地を一つに定める」ための基準、即ち住所を限定的に、狭く解すための基準としてＣＭＣ基準を採用した。しかし、ＯＥＥＣが「最も人口に膾炙している」ことを理由として取り入れたこのＣＭＣ基準は、一九五〇年代頃までの、英国が国内法上と租税条約上の概念を同一にしていたところのＣＭＣ基準である。言うまでもなく、時代の変化に応じてその課税を確保すべく概念を拡大し、複数住所を認める「ＣＭＣ基準」と、「住所を一つに定める」ための「管理支配基準」は、同一ではありえない。しかし、一九五〇年代から六〇年代にかけて拡大を始めたと思われる「英国国内法上のＣＭＣ基準」は、当時未だ変化の初期にあり、その変化は決して劇的なものではなかったと思われる。基本的にはそれまでのようにＣＭＣ基準の下で住所が一つに決まる、という感覚が英国の内外で一般的であったことは、上述のＣＭＣ基準を巡る解釈の問題が重要視されていなかったことからも読み取れよう。後知恵的に言えば、当時は問題視されていなかったようだが、管理支配基準のモデル租税条約への採用当時から、英国に於いてＣＭＣ基準とＰＯＥＭとい

う二つの概念は分かれはじめていたように思われる。

三　国内法上及び租税条約上の法人の住所概念の乖離

㈠　英国国内における住所概念の濫用及び対抗策

一九七〇年代、英国は“nowhere company”と呼ばれる、ＣＭＣ基準を利用して英国で設立され、タックスヘイブンでタックスシェルターを提供する法人の増加に悩まされており、そのため一九八一年に、法人の住所につき条文上定義を行う提案がなされた。その提案は、ＣＭＣ基準について「最終的な政策決定が行われる離れた場所よりも、本店に注目しようとするもの」[70]であり、「ＰＯＥＭに沿おうとするもの」[71]であった。英国歳入庁はマニュアルの中で、「（一九九〇年の）我々のＰＯＥＭについての改定案と一九八一年の試みは、少なくともＣＭＣ基準よりもヨーロッパ共同体のパートナー達に近いものであると考える。」[72]と述べている。

法人の住所に関する英国歳入庁のマニュアルでは、「management」を三つの種類に分類し、ＣＭＣ基準との関係を説明している[73]。その分類は、以下のようなものである。

① 作業場もしくは現場の管理

② 日常ベースで、いわゆる本店において行われるもの、実際に事業を一瞬一瞬において動かしている執行役員や上級従業員に期待されるもの、法人の事業を直接に指揮するもの

③ 企業全体の中心的な政策の中核

③については、上述の②と区別が困難である可能性があること、単に事業を監視するだけの受動的な機構であるこ

とも、積極的な機構でもあり得ることが指摘されている。[74] また、これらの三つの分類とCMC基準の関係については、以下のように整理されている。即ち、CMC基準は支配の頂点に着目するものであって、上記の分類によれば、③の管理支配である。そしてそれは、時代に伴う執行役員の権力の増大を受けて、現代では執行役員と非執行役員の双方が出席する取締役会である。しかし一方で、情報技術の発展に伴って、この種の頂点は移動が容易であり、他方、②の管理支配は移動が比較的難しい。[75]

二〇〇八年に取り下げられたとするこのマニュアル[76]の何年時点からこのようなレベル分けがなされていたのかは定かではないが、一九八一年の提案は、このレベル分けを念頭に置いてなされたもののようである。[77] しかし、この提案は、トップレベルの、即ち③のレベルの管理支配を切り捨てる基準を採用することが極めて難しいことが証明された結果、採用されることはなかった。「事業全体の、日常に即した業務管理（immediate day-to-day management of the business as a whole）」という文言が提案されたが、「日常」という文言が低すぎるレベルの管理を示唆する可能性があるとして批判されたのである。[78] しかし、後に英国歳入庁はこの提案に基づき、「CMCと、POEM概念は異なるものである」という見解を発表する。[79]

(二)　設立地テストの導入

実を結ばなかったCMC基準の再定義提案に続き、英国は一九八八年、これまでの判例法によるCMC基準に加え、新たに設立地基準を導入した。[80] 成文法上の基準として、一九八八年三月一五日から、英国で設立された法人は、管理支配がどこにあったとしても居住者とみなされ、[81] この規定は、法人が実際に設立された時期に関わりなく適用される。[82] 当該設立地基準は、英国設立法人に関しては判例法のCMC基準に優先するが、判例法のCMC基準にとって代わるものではない。CMC基準は、英国外で設立された法人に関しては唯一の居住地判定テストである。[83]

これまで判例法上のＣＭＣ基準を緩やかに解することによってのみ拡大してきた法人の住所概念は、設立地テストの導入により、ＣＭＣ基準の外でも拡大したことになる。Swedish Central Railway 事件判決の活用で取り込もうとした「英国で設立され、英国以外で管理支配を行う法人」を、成文規定により居住者に取り込んだのである。

㈢　租税条約への影響

ＣＭＣ基準そのものが緩やかな基準になったこと、ＣＭＣ基準に追加的に設立基準を設けたことで、これまで同一とされてきた「英国国内法上の居住者」と「租税条約における（ＰＯＥＭを理由とした）居住者」には若干の乖離が生じる。その結果、「国内法上は居住者であるが、租税条約上は非居住者である」法人が登場する。条約非居住法人（Treaty Non Resident Company）と呼ばれるその法人は、英国と他国の双方で国内法上居住者に該当するようにした上で、二国間条約の振分規定によって他国の居住者に振り分けられるよう意図した法人である。そして、租税条約上最も一般的な振分規定はＰＯＥＭである。

条約非居住法人の問題は、条約上は英国非居住者であり、英国は条約がそれを許容しない限り当該法人に課税できないことにある。[84] その上、国内法上は英国の居住者として扱われるため、他の国内法との関係で、英国居住者としての立場を利用されることとなってしまった。[85] それに対し、一九九三年「双方居住法人で、振分を含む租税条約上、条約相手国の居住者となる条約非居住法人は、英国の租税目的上、居住者として扱われない」ことを旨とする条文[86]が制定され、全ての条約非居住法人は一九九三年一一月三〇日付で英国外に移転したものとして扱われることとなった。

また、上述のように、一九九〇年、歳入庁は実質的管理の意義について、Statement Practice1/90[87] の中で見解を改めている。一九八一年に国内法上の改正を試みた際の「ヨーロッパ共同体のパートナーたちの基準により近いもの」であり「②のレベルの管理支配に着目するもの」を、その振分規定の解釈として持ってきたのである。一九六三年Ｏ

ＥＣＤモデル租税条約において、英国がＣＭＣとＰＯＥＭが同じものだという見解を示していたことを確認し、その見解を変更することを明らかにした。

「大陸法体系及び共同体法のアプローチに照らし、より詳細に検討した結果、英国歳入庁は法人の住所問題につき、当該見解を改定するに至った。現在では、ＰＯＥＭは、幾つかの場合には、管理支配の場所とは違うところに認定され得ると考える。これは、例えば、海外に基点を置く執行役員によって法人が運営されているが、最終的な指揮権は英国で会議を行う執行役員でない取締役に残されている場合に起こり得る。このような状況では、法人のＰＯＥＭは海外であり得るが、執行役員でない取締役の権限に依れば、英国でＣＭＣが行われていることになる（傍線筆者）[88]」。

これを受けて、一九九二年、ＰＯＥＭはＣＭＣと同意義である、という趣旨の部分がＯＥＣＤモデル租税条約コメンタリーから削除され、二つの概念が異なることが示唆された[89]。

㈣　小　括

ＣＭＣ基準の濫用が増加し、その対策として、英国は国内法上のＣＭＣ基準を改正しようとした。それは、「執行役員の日々の業務」に着目した、より移動させにくい管理支配への移行を試みたものであった。この改正は実現することはなかったが、その後英国は設立地基準を導入した。その結果、国内法と租税条約の間の法人の住所概念には乖離が生じ、そこを利用した濫用が一層増加してしまった。一連の住所概念の見直しの中で、英国は租税条約上のＰＯＥＭと国内法上のＣＭＣについて、二つの概念は異なるレベルの管理支配に着目する、異なる概念であるとの見解を発表した。

Union Corp 事件以後、「ＣＭＣ基準の下で住所は一つに決まる」という前提が揺らいでいたこと、それによって、

租税条約上の法人の住所概念と国内法上のそれは分離していかざるを得なかったであろうことは前述のとおりである。ＣＭＣ基準の再定義提案、設立地基準の導入、及びＰＯＥＭに対する歳入庁の見解等、この時期の英国の住所概念の見直しは、その第一歩であったように思われる。結果としては裏目に出てしまったとしても、設立地基準の導入は、国内法上の住所概念の拡大である。また、ＰＯＥＭに対する見解は、拡大する国内法上の概念と、狭く解されるべき振分規定の決別を意味している。この頃から、国内法の概念に依存しない、振分規定独自の概念を検討することの必要性が認識され始めているように思われる。

四　近時の租税条約上の法人の住所概念

㈠　ＣＭＣ（Central Management and Control）基準への揺り戻し

英国国内法上のＣＭＣ基準と、租税条約上のＰＯＥＭが異なる概念であるとされたわずか数年後の一九九六年、英国で初めて、ＰＯＥＭ概念を扱う裁判が行われた[90]。Wensleydale 事件では、一九七六年の英国アイルランド租税条約におけるＰＯＥＭの意義が検討された。当事者は信託であるが、ＰＯＥＭは「個人以外」に適用される概念であるので、法人か信託かは問題とならない。判決はＰＯＥＭ概念を焦点とし、法人との関係で、ＰＯＥＭは事業が管理され、支配されているところである、と判示した。

「……『実質的』という言葉は、現実の、積極的な管理であることを示唆している。……アイルランドにおける組織としての信託に対し、最善のものとしてトップレベルの管理の概念を適用すると、アイルランドで行われていることは、そのような高度さに欠けると思われる（傍線筆者）」。

この判決に於いては、Owen氏が指摘する通り、実質的管理と「トップレベルの管理の中心」、「支配の行われるところ」を同一視しており、より高いレベルの管理があることを示唆していない。[91] これは上述の英国歳入庁の「POEMは、②のレベル、即ちCMC基準よりも低いレベルの管理支配に着目するものである」という見解と矛盾するようである。[92] 確かに、②のレベルの管理支配と、③のレベルの管理支配の区別は時として難しいものであると言われており、その点については議論の余地があると思われるが、やはり当該判決は、POEMを解釈するものでありながら、どちらかと言えばこれまで英国の国内法として発展してきたCMCという概念に引きずられ、その二つを同様のものとして解釈しているように思われる。

そして、POEMの概念の解釈について、英国歳入庁の見解と若干矛盾するような判決が英国で下された四年後、OECDはPOEM概念についてのコメンタリーを再度改正した。一九九二年のコメンタリー変更等により、コモンウェルス諸国はPOEMの正確な意味について幾らか自信がなくなっており、[93] 八年後の二〇〇〇年に、OECDは四条のコメンタリーのパラグラフ二十四を増補し、その意味を明らかにしようと試みたのである。

「……『POEM』は、自然人以外の者に対する振分規定として採用された。POEMは、当該主体の事業の遂行に於いて必要な、重要な経営上及び商業上の決定が行われる場所である。POEMは通常、最も上級の人物或いはそういった人物のグループ（取締役会など）がその決断を下すところであり、法人全体として取るべき行動が決断されるところである（傍線筆者）。しかし、決定的な原則は定められず、POEMの判断に際しては、関係するすべての事実や状況が考慮されなくてはならない。ひとつの主体は管理の場所を複数有する可能性があるが、POEMは一度にひとつだけしか有することはできない。」

この記述は、OECDが、POEMが英国のCMC基準にとても近いものであるという見解を受け入れているように思われる。[94] 一九九六年のWensleydale事件に続き、ここでもやはり、POEMはCMC基準とほぼ同様のものとし

て扱われているのである。また、英国国内で法人住所が扱われた二〇〇五年の Wood v. Holden 判決に於いても、POEMについて以下のように述べられている。「現在の文脈においては、CMCとPOEMには違いがない。……POEMは、実質的な経営の判断が行われるところでなくてはならない（傍線筆者）[95]」。

このように、一九九〇年の英国歳入庁の見解及びそれに続くコメンタリーの改正にもかかわらず、実際には、CMCとPOEMは、少なくとも二〇〇五年ごろまでは、同様のもの、或いは非常に近いものとして運用されてきているようである。

(二) CMC（Central Management and Control）基準からの脱却

二〇〇八年、OECDは二〇〇〇年の変更がコモンウェルスのCMC基準の概念に近すぎること等を理由として、二〇〇〇年の変更を一部改訂した[96]。

「……『POEM』は、自然人以外の者に対する振分規定として採用された。POEMとは、当該主体の事業の遂行に於いて必要な、重要な経営上及び商業上の決定が行われる場所である（傍線筆者）[97]」。

残ったものは、コモンウェルス諸国の伝統である「トップレベルの執行役員の管理」という見解と、大陸法諸国の伝統である「取締役会による管理」という見解の双方を支持しうる、より一般的な記述であった[98]。また、振分規定の一般化に加え、改定されたコメンタリーには、「case-by-case approach」が挿入された。これは、case-by-case approach を「新しい情報技術の使用から起こり得る、法人の実質的管理を判断することの困難に対処する最善の方法」として見る国がいくつかあったからである。Case-by-case ベースで法人の住所を判断することを望む権限ある当局には、以下のことが期待される。

「取締役会、或いはそれと同等の機関が通常行われる場所、CEOや他の上級執行役員が通常その活動を行う場

所、日常の上級経営管理がなされている場所、法人の本店が位置する場所、設立準拠法、会計記録の保管場所など、他の様々な要因を考慮する（傍線筆者）」。

しかし、case-by-case approach は不必要で煩わしいものであるとして批判されている。締約国は常に相互協議手続によって問題を解決することができ、かつ、今や問題の解決は仲裁条項によって強化されていること、また、締約国同士が違ったアプローチを採用したり、違った要因を考慮したりした場合、合意を達成するのがより困難になる可能性があることがその理由である。[99]

また、二〇〇八年には、英国国内の Smallwood Trust 事件で、再びＰＯＥＭ概念が扱われ、ＰＯＥＭとＣＭＣはその目的を異にする概念であると言及された。[100]

「ＣＭＣは本質的に一国での基準である。その目的は、……住所がどこにあるかを判断することではなく、英国に住所があるかどうかを判断することである。……一方、ＰＯＥＭは、その目的が双方の国の国内法の下で起こっている住所を解決することにあり、双方の国で何が起こっているのかを考慮しなければならない。……また、必ず双方の国で起こっていることを比較評価し、条約の文言が文脈上与えられている通常の意味に従って、どちらの国にＰＯＥＭが認定されるかを判断しなければならない（傍線筆者）」。[101]

二〇〇八年のＯＥＣＤの取組み及び Smallwood 判決を見ると、ＣＭＣとＰＯＥＭはその目的を別にするものである。ＣＭＣが一国の国内法として、住所の国内の有無を判断するものであるのに対し、ＰＯＥＭの目的は租税条約上の振分として、複数ある住所を一国に決めるものである。それゆえ、ＰＯＥＭは「総合勘案の結果として、どちらかといえばこちらの国に住所を認定すべきであろう」といったような、相対的な基準である、とされているように思われる。しかし、二〇〇八年コメンタリーへのコメントにもあるように、「総合勘案」の中でどのような要素をどの程度重く見るか、という点に対して何のガイドラインもない現状では、二国間の話し合いはより困難になってしまうも

のと思われる。加えて、ＰＯＥＭという概念がそれ自体「比較衡量」を求めるものだとしても、現状のように大雑把な「比較衡量」では、同じ法人につき、「Ａ国とＢ国の間ではＢ国に住所が認定されたが、Ｂ国とＣ国の間ではＣ国に住所が認定される」というような状況さえ有り得てしまうのではないか。居住地国課税を原則とする現状に於いて、法人の居住地、すなわち課税管轄国がどこか、というのは納税者にとって重大な問題である。その点につき、このように納税者の予測可能性が担保されないのは大きな問題であるといえよう。やはり、どのような要素にどの程度着目するか、という点について、詳細なガイドラインが必要であるように思われる。

㈢　小　括

一九九〇年、英国は、国内法上のＣＭＣとＰＯＥＭは違うものであり、ＣＭＣは意思決定の最高機関に、ＰＯＥＭは執行役員の日常の管理に着目するものだという見解を発表した。続いて一九九二年、ＯＥＣＤはコメンタリーから、ＣＭＣとＰＯＥＭは同じものである、という記述を削除した。しかし、二〇〇〇年に入って、租税条約上のＰＯＥＭを解釈した判例、及びＯＥＣＤの改正は、やはりＣＭＣとＰＯＥＭについて、それらが同様のものであるか、或いはとても似通ったものであるという見解を示していた。

二〇〇八年には、英国のＰＯＥＭに関する判例に於いて二つの概念の目的が異なることが指摘された。即ち、ＣＭＣは国内の住所の有無を判断するものであり、ＰＯＥＭは二つの国における状況を比較評価するもの、というのである。また、二〇〇八年コメンタリー改正に於いては、再びＣＭＣを思わせる表現が削除された。その結果として、ＰＯＥＭについての説明は、多様な解釈の余地を残す、かなり一般的なことを述べるのみとなってしまった。コメンタリー改正と同時に導入された case-by-case approach についても、どのような要素をどの程度勘案するか、というガイドラインのない状況では、二国間で合意を達成するのがより困難になってしまう、という批判が寄せられている。

一九九〇年代に、英国歳入庁とＯＥＣＤはそれぞれにＣＭＣとＰＯＥＭは違う、という立場を示し、または文言の削除によってそのような示唆を示した。しかし、その二つがどのように違い、ＰＯＥＭをどのように解釈運用していくべきか、という点に関して、未だ方向性を決定できずにいるようである。全体としての方向性を決定できないままに、事案ごとの個別での解決を図ろうとした二〇〇八年コメンタリー改正は、その方向性の曖昧さゆえに、より解決を難しいものにしてしまっているように思われる。

おわりに

本論文では、英国の租税条約上の住所概念をテーマに、その変遷を、国内法と相関させながら、年代を追って辿ってきた。英国は、基本的には長らく自国の国内法であるＣＭＣという概念を租税条約にも使用してきており、そこにはＣＭＣという概念によって住所は必ず一つに決まる、という前提があったように思われる。Swedish Central Railway 事件に於いて二重住所の可能性が示唆された後も、ＣＭＣの下での二重住所にはあまり注意が向けられず、どちらかといえば「設立地に着目する新たな基準」によって、いかに自国の課税権を確保するか、ということに意識が向けられていた。そこでもやはり、ＣＭＣという概念の下で住所は多くの場合一つに決まる、と認識されていたように思われる。一九五〇年代から、ＣＭＣという概念の下での、「管理支配の分割や移動」による二重住所が改めて指摘された。その結果、「管理支配の部分が実質的な程度存在すれば、住所は認定される」として、国内法上の住所概念は拡大の道を辿り始める。一方で、ＯＥＥＣは当時最も多くの租税条約に於いて機能していたという理由で、英国国内法上のＣＭＣという概念を、租税条約上の振分規定として採用する。それまで英国はＣＭＣという概念の下、住所は必ず一つに決まると認識してきており、それゆえ双方居住者の解決、即ち、住所を一つに決める、という目的

のためにＣＭＣ概念を使用していた。しかし、そのＣＭＣという概念は、ＯＥＥＣで採用された一九五〇年代後半には、「住所の認定のためには、高度な管理支配で足りる」ものとされ、「ＣＭＣは一つに決まらない場合があり、ＣＭＣ基準の下で二重住所があり得る」という、概念自体の拡大方向へと歩きだしていた。一九八〇年代からは、英国は自国のＣＭＣ基準が濫用されていたことを受けて、その改革を目指し、その一環として、「国内法上のＣＭＣ概念と、租税条約上のＰＯＥＭ概念は異なるレベルの管理支配に着目したものである」という見解を発表した。しかし、その判例における実際の適用、及びＯＥＣＤの二〇〇〇年改正からは、未だＰＯＥＭ概念の解釈がＣＭＣ概念に大きく引きずられていることが伺われた。二〇〇八年のＯＥＣＤのアップデートでは、ＣＭＣ概念から離れ、取締役会に大きく依存する概念を改める意図の下、改正が行われたが、結局は解釈の幅のかなり大きい、一般的な文言を残すのみとなってしまった。加えて、二〇〇八年に採用された「case-by-case approach」は、どのような要素に比重を置いて着目するかを明言せず、「様々な要素を勘案して締約国同士で話し合う」という大雑把なものである。これは、アップデートに対する意見書にもあるように、二国間での合意を困難なものにしてしまうと思われる。

英国の租税条約上の法人の住所概念は、モデル租税条約以前は国内法と同一のＣＭＣという概念を使用し、モデル租税条約以後はモデルに倣ってＰＯＥＭという概念を使用している。ＰＯＥＭは、一九五〇年代後半に、ＣＭＣをルーツとして採用された。その経緯から、ＣＭＣの影響を受け、その解釈にある程度引きずられているのは自然なことのように思われる。しかし、二〇〇〇年代になってようやく国内法であるＣＭＣから離れ、ＰＯＥＭ固有の目的からその概念を解釈するような流れが出来てきている。ＣＭＣという国内法上の概念を参考にした背景に、「ＣＭＣはひとつに決まる」という前提があったことは何度も指摘してきた通りである。情報・渡航技術の発展等、時代の変化と共にその前提が崩れてきている現在、その前提の上に立っていたＣＭＣから離れ、振分規定としての「ＰＯＥＭ」そのものを考えていかなければならない。或いは、ＰＯＥＭ以外の方法による課税管轄の配分もまた、検討される余地

があるかもしれない。二〇〇〇年代に入って、ＯＥＣＤによって繰り返しＰＯＥＭ再考の試みがなされてきたが、[102] 現在までのところ、望ましい形では実を結んでいないようである。

これまで見てきたように、英国の租税条約上の法人の住所概念は、国内法上のＣＭＣ概念をベースに発展してきている。しかし、条約上の概念を考えるにあたっては、その目的の違い、及び国内法上の概念の拡大から、国内法に依存するのではなく、条約固有の判断基準を検討しなければならない。租税条約上の法人の住所概念の現状の混乱は、国内法からの分離の途上にあることにその原因があるように思われる。今後は、その濫用可能性や執行可能性の観点も踏まえ、住所の振分規定そのものについて、どの要素をどの程度重視するべきかを改めて検討すべきものと思われる。

（1）Schwarz, *Booth: Residence, Domicile and UK Taxation 12nd ed*, Tottel, 2008, p. 5.

（2）谷口勢津夫『租税条約論』（清文社　一九九九年）一頁「租税条約は、主として国際的二重課税の防止ないし排除のために締結される国際的合意であり、その目的の実現のために締約国間での課税権の配分を通じて締約国の課税権の範囲を制限することを中核的な内容とするものである。したがって、租税条約は国際法に属し、国内法とは別のそれ自体完結した法領域を形成するのである。」

（3）矢内一好「租税条約の論点」（中央経済社　一九九七年）三頁「租税条約交渉開始が決定されると、両国は相互に国内法の資料を交換して相手国の税制等の調査を開始する。そして、一般的に、一方の国が、条約案を作成するが、この場合、ＯＥＣＤモデル租税条約、米国の場合は、米国モデル租税条約等を参考とする。」

（4）本庄資『国際租税法　四訂版』（大蔵財務協会　二〇〇四年）二四〇頁、藤本哲也『国際租税法』（中央経済社　二〇〇五年）四五頁、増井良啓・宮崎裕子『国際租税法』（東京大学出版会　二〇〇八年）六頁、水野忠恒『国際課税の理論と課題（二訂版）』（税務経理協会　二〇〇五年）一八七頁、宮武敏夫『国際租税法』（有斐閣　一九九三年）、Doernberg, Richard, *INTERNATIONAL TAXATION IN A NUTSHELL*, 8th ed, Thomson West, 2009, p. 3; Isenbergh, Joseph, *International Taxa-*

tion, Foundation Press, 2000, p. 17; Baker, Philip, *Double Taxation Conventions and International Tax Law*, Sweet& Mawell, 1994, p. 126.

（5） 川田剛、徳永匡子『ＯＥＣＤモデル租税条約コメンタリー逐条解説』（税務研究会出版　二〇〇九年）七頁「ＯＥＣＤモデル租税条約は、ＯＥＣＤ加盟諸国の二国間条約の締結・改正において、その基礎として広く採用されている。また、ＯＥＣＤ加盟国間のみならず、ＯＥＣＤ加盟国と非加盟国、又は非加盟国同士の条約交渉においても、参考とされている。……このように、モデル租税条約の規定が大多数の二国間条約に於いて採用されるに至ったことにより、ＯＥＣＤモデル租税条約のコメンタリーは、現行の二国間条約の規定の解釈・運用の指針として広く用いられている。」

（6） Ibid, 六〇頁。

（7） Avery Jones, John, “The definition of company residence: UK Tax Treaties”（2008）5 B.T.R., p. 556.

（8） FA 1923, Sec. 18.

（9） 最も古いものは一九二五年のデンマーク（SR&O1925/102）で、その他ノルウェー（SR&O1925/104）、スウェーデン（SI 1925 No. 105）、フィンランド（SR&O1925/1353）その他の国との協定に於いても同様の文言が使用されている。

（10） 当該文言はＯＥＣＤモデル租税条約八条でも使用されている。

（11） 漆さき「法人税法における法人の住所概念――英国の管理支配基準を中心に――」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第五〇号（二〇〇九年）三九頁。

（12） Calcutta Jute Mills, Ltd v. Nicholson & Cesena Sulphur Company, Ltd v. Nicholson［1876］1 T.C. 83, 88.

（13） DeBeers Consolidated Mines v. Howe［1906］5 T.C. 198.

（14） Avery Jones, supra note 7, p. 557.

（15） Willis, Robert, “Great Britain’s part in the development of double taxation relief”,（1965）B.T.R., p 270「我々（英国）はこれらの議論を通して純粋な居住地国課税を支持し続けた。それは英国の代表の孤立した意見であったことを告白せねばなるまい。」

（16） Smallwood and another v. Revenue and Customs Commissioners, SpC 669［2008］S.T.C.（S.C.D.）629.

（17） Avery Jones, supra note 7, p. 557 英国国内法とコモンウェルス国内法が法人の住所に関して同じ判例法のＣＭＣ基準を用いていることから、何故条約上改めて、その国内法と同じＣＭＣ基準を使用することを確認する規定があるのか、疑問を呈

している。

（18）FA 1926, Sch.2.

（19）Swedish Central Railway Company Ltd v. Thompson［1925］9 T.C. 342.

（20）Attorney General v. Alexander and Others［1874］L.R. 10 Ex. 20（Ex）において、英国の判例は設立のみを理由とした住所の認定を否定している。

（21）Ibid.

（22）Swedish Central Railway Company Ltd v. Thompson［1925］A.C. 495.

（23）漆さぬ（前掲注11）五七頁。

（24）Avery Jones, supra note 7, p. 558.

（25）Ibid. また、Avery Jones, John, "The History of the United Kingdom's First Comprehensive Double Taxation Agreement", (2007) 3 B.T.R, p. 211 に一九三〇年代英国が国際的二重課税排除の方法として純粋な居住地国課税を推進していた旨詳述。

（26）TNA : PRO IR 40/11362 一九二六年二月二四日議事録（Avery Jones, supra note 7 の footnote 22 に基づく）

（27）一九二六年七月一四日議事録「法人が大英帝国等或はアイルランド自由国のどちらかで支配されている場合、協定の四項は、当該法人をその支配のある一方の国のみの居住者として扱うことを規定している。」

（28）Avery Jones, supra note 7, p. 571「四条の目的は、一方に設立地が、一方に管理支配があった場合に、どちらに住所がみなされるかを説明するものであった。……設立地が関係する唯一の理由は Swedish Central Railway 事件である。」

（29）Wang, "The residence of companies in the Income Tax Act", 22 J. Comp. Legis. &Int'l L., 1940, p. 169 においても同様の解釈が行われている。

（30）一九二六年七月一四日議事録。

（31）Avery Jones, supra note 7, p. 565.

（32）一九二六年七月一四日議事録。

（33）一九二七年一〇月二一日～二二日議事録。

（34）Avery Jones, supra note 7, p. 565.

（35）一九二七年一〇月二一～二二日会議。

(36) Todd v. The Egyptian Delta Land and Investment Company, Ltd［1929］14 T.C. 119.
(37) 漆さぉ（前掲注11）六一頁。
(38) Ibid.
(39) Avery Jones, supra note 7, p. 566.
(40) Ibid.
(41) Avery Jones, supra note 7, p. 567では、Egyptian Delta事件の後も、英国はこの第三国で支配される法人についてSwedish Railway基準を自国の課税権確保のために使用しようとしていた、という見解が述べられている。
(42) The Relief from Double Income Tax on Agency Profits（Sweden）（SR&O 1931/932）、対スイス（SR&O 1932/925）、フィンランド（SR&O 1935/304）、ニューファンドランド（SR&O 1936/175）、オランダ（SR&O 1936/1134）、ギリシャ（SR&O 1937/1937）、ノルウェー（SR&O1939/1319）も同様の文言を使用。
(43) Avery Jones, supra note 7, p. 567.
(44) Cmd. 5131（1936）.
(45) Avery Jones, supra note 7, p. 568.
(46) Avery Jones, supra note 7, p. 571.
(47) The Double Taxation Relief（Taxes on Income）（USA）Order 1946（SR&O 1946/1327）,（g）但し、このアメリカとの条約では、米国で設立された法人に対しては設立地基準が適用されることとなっており、管理支配基準の適用からは除かれていた。
(48) Avery Jones, supra note 7, p. 568.
(49) Union Corporation Ltd v. Inland Revenue Commissioners［1953］34 T. C. 207.
(50) Koitaki Para Rubber Estates Ltd v. Federal Commissioner of Taxation［1941］64 C. L. R 241（Full High Court）.
(51) Union Corporation Ltd v. Inland Revenue Commissioners［1953］34 T. C. 207.
(52) Schwarz, supra note 2, p. 135「Union Corp事件は新しい住所判定基準を設立したり、あったものを変容させたりしたのではなく、『Central』という言葉によって一つの場所だけを認めているのではない、という判断の基礎を提供したのである。」

（53）漆さぬ（前掲注11）六七頁。
（54）Unit Construction v. Bullock［1960］A.C. 351, T.C. 712.
（55）Ibid.
（56）Ibid,「法人が複数住所を持つことを認めた場合、子会社がアフリカに居住していたことはあまり重要ではないと考える。」これは即ち、一つしかない法人の住所がどこにあるか、というより、いくつかあるうちの住所が英国内にあるか否か、という視点で判断が行われているように思われる。
（57）一九五四年八月一三日議事録に（Avery Jones, supra note, footnote87 に基づく）管理支配の分割は Union Corp 事件で認められていたが、条約上はその可能性を認めないとされた、との記述がある。
（58）赤松晃『国際租税原則と日本の国際租税法――国際的事業活動と独立起業原則を中心に――』（税務研究会出版局　二〇〇一年）一四八頁。
（59）川田剛、徳永匡子（前掲注5）七頁。
（60）FC/WP2（57）1, dated 27 May 1957, http://www.taxtreatieshistory.org/（二〇一一年二月九日最終閲覧）
（61）Ibid,「現在施行されている協定の研究では、それらの大部分が、その法人が管理支配されている国に対して課税権を認めていることを示している。……実際の基準の公式は協定によって異なる：ただ一国、英国のみが一貫しており、英国はその全ての協定に於いて『管理支配（managed and controlled）』という文言を使用している」
（62）Ibid,「Working Party は、登記のような純粋に形式的な基準に重要性を置かず、法人が実際に管理されている国に重要性を置くことは自然であると考え、『管理支配（managed and controlled）』という文言を提案する。何故なら、すべての大陸国は英国との協定に於いて当該文言を受け入れることができており、更に、当該文言は大陸国が英国と結んだもの以外の協定でも使用されているからである。」
（63）Ibid.
（64）Sasseville, Jacques, "The Meaning of 'Place of Effective Management'", in Maisto, Gulielmo(ed.) *Residence of Companies under Tax Treaties and EC Law,* IBFD, 2009, p. 290「Working Party は、この文言（Managed and Controlled）がいくらか不明確で、取締役会、執行役員の活動、株主総会をも参照できることを認識していた。しかし彼らは、この問題は実務上大した問題ではない（後知恵をもってすれば驚くべき結論だが）とし、相互協議で解決できるものと結論付けた。」

(65) Ibid p. 291.

(66) FC/WP5(57)1 http://www.taxtreatieshistory.org/（二〇一一年二月九日最終閲覧）
「法人等の場合の住所振分規定は、船舶航空事業法人の所得及び資本への課税の問題と関連させて考えられた。そのような所得への二重課税を防ぐための現行の二国間協定を研究すると、条約の多くは課税権を法人の管理の所在国に与えている。他の条約では『そのＰＯＥＭ（place of effective management）』を重要視しており、また他の条約は『管理者の租税上の住所（"the fiscal domicile" of the operator）』を重要視している。英国によって近年締結された租税条約によれば、企業組織については、法人は『その事業の管理支配される』国の居住者として扱われるべきである、ということである。この関係で、英国側はこの文言が法人の『ＰＯＥＭ』を意味することを明らかにしてきている。これらの考慮の結果、法人等の場合の優先基準として『ＰＯＥＭ』を採用することを提案する。」

(67) Sasseville, supra note 64, p. 291.

(68) Ibid p. 292 しかし、一九七三年にＯＥＣＤのメンバーになったニュージーランドが、以下のような留保を加えた。「ニュージーランドの『実質的管理の場所』という文言に対する解釈は、最高支配権力がどこにあるかにかかわらず、実際の日常の管理である。」その後二〇〇〇年に、コメンタリーの改正に伴ってニュージーランドは当該留保を引下げた。

(69) FC/WP2(57)1, dated 27 May 1957, http://www.taxtreatieshistory.org/.（二〇一一年二月七日最終閲覧）Working Party は、「ただ一国、英国のみが一貫しており、英国はその全ての協定に於いて『管理支配（managed and controlled）』という文言を使用している。」とした上で管理支配基準の採用を決定している。

(70) International Tax Handbook 347, UK Inland Revenue Manual http://www.hmrc.gov.uk/manuals/intmanual/INTM120150.htm（二〇一一年二月七日最終閲覧）

(71) ITH348.

(72) Ibid.

(73) ITH329.

(74) Ibid.

(75) ITH331.

(76) http://www.hmrc.gov.uk/manuals/intmanual/INTM120210.htm（二〇一一年二月七日最終閲覧）

「以下のガイダンスは……元々二〇〇八年一〇月に取り下げられたInternational Tax Handbookに記載されていた。」

(77) ITH349はITH329のレベル分けに対応させて書かれている。

(78) ITH349.

(79) Smallwood and another v. Revenue and Customs Commissioners SpC 669［2008］S. T. C.（S. C. D.）629「我々（英国）の（Place of Effective Managementへの解釈の）訂正は、……管理支配が日々の業務管理を意味するよう再定義しようという提案がなされたときに行われた。その流れで、歳入庁はＣＭＣとＰＯＥＭは違うものであるという見解を示した。」

(80) 設立地基準の導入は、FA 1988, Sec. 66においてなされた。

(81) 導入の背景についてはITH445, ITH357, 実際の条文はFA1988, Sec. 66参照。

(82) 一九八八年三月一五日以前に設立された法人について例外規定有。FA1988, Sec. 66参照。

(83) ITH358.

(84) ITH366.

(85) Ibid. 例えば、居住者グループ内での資産の移転について、第三者に当該資産が売却されるときにキャピタルゲインに課税されることを前提として、グループ内取引については繰延とされていた場合には、ＴＮＲを使うことによって、英国課税を逃れて第三者に資産を譲渡することができる。

(86) FA 1994, Sec. 249.

(87) 内国歳入庁による法令解釈並びに法令適用に関する見解。法律としての効力は持たない。

(88) SP1/90, para 22, http://www.hmrc.gov.uk/manuals/intmanual/intm120140.htm（二〇一一年二月七日最終閲覧）

(89) Sasseville, supra note 64, p. 293.

(90) Wensleydale's Settlement Trustees v. Inland Revenue Commissioners［1996］S. T. C.（S. C. D）241.

(91) Owen, Philip, "Can Effective Management be Distinguished from Central Management and Control?",（2003）4 B. T. R., p. 299.

(92) Ibid p. 300.

(93) Sasseville, supra note 64, p. 293.

(94) Sasseville, supra note 64, p. 294.

(95) Wood and another v. Holden［2006］E. W. C. A. Civ. 26,［2006］2 B. C. L. C 210, 78 T. C. 1.

(96) Sasseville, supra note 64, p. 294; 川田・徳永（前掲注4）六二頁。

(97) THE 2008 UPDATE TO THE OECD MODEL TAX CONVENTION, 18 July 2008, Para24, http://www.oecd.org/dataoecd/20/34/41032078.pdf（二〇一一年二月七日最終閲覧）

(98) Panayi, Christiana, "United Kingdom", in Maisto, Gulielmo(ed.), *Residence of Companies under Tax Treaties and EC Law*, IBFD, 2009, p. 843.

(99) 二〇〇八年改正に対するＢＩＡＣのコメント（二〇〇八年五月三一日）http://www.oecd.org/document/22/0,3343,en_2649_33747_40764502_1_1_1_1,00.html（二〇一一年二月七日最終閲覧）

(100) Smallwood and another v. Revenue and Customs Commissioners SpC 669［2008］S. T. C.（S. C. D.）629. 当判決では、ＰＯＥＭの解釈の前段として引用部分のような目的の違いに言及しているが、Wensleydale 事件同様、「積極的な top level management」の場所としてＰＯＥＭを解釈している。また、二〇〇九年の Chancery Division での判決ではＰＯＥＭに言及せず、二〇一〇年の控訴審では、SpC のＰＯＥＭの解釈は維持したものの、その適用に関する事実認定を否定している。

(101) Smallwood and another v Revenue and Customs Commissioners SpC 669［2008］S.T.C.（S. C. D.）629.

(102) OECD-TAG, The Impact of the Communications Revolution on the Application of the Place of Effective Management as a Tie-Breaker Rule 及び OECD-TAG, Place of Effective Management Concept: Suggestions for Changes to the OECD Model Tax Convention.

漆　さき（うるし　さき）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域　租税法・国際租税法
主要著作　「法人税法における法人の住所概念――英国の管理支配基準を中心に――」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集五〇号（二〇〇九年）